

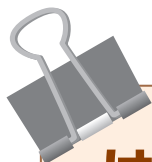


医療機関の適正受診に

厳しい短期財政に

共済組合の医療給付制度は、組合員全員が給料に応じて掛金を負担し合い、所属所の負担の制度」から成り立っており、このことによって、組合員や被扶養者の方が病気やケガをさく安心して医療を受けることができるわけです。

組合員や被扶養者の皆さんが医療機関で受診されますと、皆さんは医療費総額の3割(小を支払い、残りの7割は共済組合が支払っていますが、この財源は、主として組合員の皆さんしかし、この医療費が増加すると短期財政が上がり、皆さんが負担する掛金上昇にもなり、



はしご受診はやめましょう！

同じ病気でありながら、「この病院(医者)は苦手・・・」などの安易な理由で、医療機関を次々と変更して受診することを『はしご受診』といいます。

平成25年度(平成25年4月診療分～平成26年3月診療分)では、はしご受診と思われるレセプト(診療報酬明細書)が、992件あり、総医療費は23,462,900円で、共済組合の支払額(医療費総額の7割)は16,424,010円ありました。

また、平成26年度(平成26年4月診療分～平成27年3月診療分)では、はしご受診と思われるレセプト(診療報酬明細書)が、1,198件あり、総医療費は26,862,010円で、共済組合での支払額(医療費総額の7割)が18,803,407円ありました。

医療機関を変更すると、その都度初診料がかかります。また、同じような検査が繰り返されたり、同じような処置や薬を処方されることとなるため、ご自身の体の負担にもなりかねません。また、医療費の無駄が生じるだけでなく、掛金や負担金の増加にもなってしまいます。

それらを防ぐには・・・

☆信頼できるかかりつけ医を持ちましょう。 ☆夜間や休日診療を控えましょう。

本組合の医療費は、毎年増加の傾向にあり、大変厳しい財源状況にあることをご理解いただき、適切な受診にご協力をお願いいたします。

年度	件数	総医療費	共済組合の支払額
平成25年度	992件	23,462,900円	16,424,010円
平成26年度	1,198件	26,862,010円	18,803,407円

ご協力をお願いします！

ご理解とご協力を

金と合わせて、いざというときに必要な医療給付を行うという「助け合い」
れた場合にも、その治療に要する費用が家計に著しく負担となることな

学校就学前は2割、70歳から74歳は2割（現役並所得者は3割）の自己負担割合となります。
んからの掛金と所属所からの負担金などをもって賄われています。

ひいては家計の負担も増加することになります。



かかりつけ医を持ちましょう！

かかりつけ医とは、普段の健康管理や、日常的な初期の診療（風邪などの診察等）
を行う、お住まいの地域の診療所や医院のことです。

かかりつけ医は、日頃から組合員や家族の皆さんとお付き合いすることで、これまでにかかった病気
などの診療内容や検査記録が蓄積されているので、適切な判断のもと最適な治療が受けられます。

診療の結果、精密検査や入院の必要がある場合には、適切な専門治療が受けられる病院を紹介しても
らえますので、自宅近くで信頼できるかかりつけ医を持ちましょう。



夜間や休日診療を控えましょう！

夜間や休日に安易に救急指定医療機関を受診されると、緊急を要する重症患者へ
の対応が遅れたり、本当に必要なときに受診できなくなることにもなりかねません。

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。

普段からかかりつけ医をもっていれば、夜間や休日に急いで病院に行く必要があるか
どうか、また、どのような場合に翌朝まで待てばよいかなどの対処法も相談できます。



本組合では、相談料・通話料無料の健康に関する事業を行っています。
本誌の裏面をご覧ください。